

防府市経営体育成支援事業助成金交付要綱

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地利用効率化等支援交付金及び担い手確保・経営強化支援事業（以下「支援事業」という。）の実施にあたり、市長が交付する助成金の交付手続等に関し、基本的な事項を規定することにより、助成金に係る交付事務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「助成金」とは、別表に掲げる補助率により市長が交付する次に掲げるものをいう。

(1) 農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の1及び担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「担い手確保実施要綱」という。）第3の1の融資主体型補助事業による助成金

(2) 実施要綱別記Iの第1の3の(2)及び担い手確保実施要綱第3の2の追加的信用供与補助事業による助成金

2 この要綱において、「助成対象者」とは、前項の(1)の助成金の交付の対象となる者をいう。

3 この要綱において、「基金協会」とは、第1項の(2)の助成金において交付の対象となる山口県農業信用基金協会をいう。

4 この要綱において、「助成対象者等」とは、前2項の「助成対象者」及び「基金協会」をいう。

5 この要綱において「法令」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む）、実施要綱及び担い手確保実施要綱及び本市の要綱をいう。

(対象経営体調書の提出)

第3条 支援事業による助成を希望する助成対象者は、市長に対し、経営体調書（実施要綱の別紙様式第1号（第4の2及び3関係）「2

個別表」及び担い手確保実施要綱の別紙様式第1号別添2「担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書」をいう。以下同じ。)を市長が定める期日までに提出しなければならない。

- 2 市長は、実施要綱第4の1及び担い手確保実施要綱別記1第1の6の(2)に基づく計画の承認を受けた場合には、前項の規定により経営体調書の提出があった助成対象者に対して、承認に係る当該助成対象者の経営体調書の内容を通知するものとする。

(助成金の交付の申請)

第4条 助成金の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする助成対象者等は、市長に対し、次に掲げる事項を記載した交付申請書(様式第1号又は様式第2号)を市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び代表者
- (2) 事業の目的及び内容等
- (3) 支援事業に要する経費
- (4) 成果目標(追加的信用供与補助事業の交付申請の場合を除く。)
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、支援事業の目的及び内容により必要がないと認められるときは、第1項各号に掲げる事項の一部の記載若しくは前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 助成対象者は、第1項による交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場

合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(助成金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る助成金の交付が、法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、支援事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

(助成金の交付の条件)

第6条 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 支援事業の内容の変更(別表に掲げる重要な変更及び支援事業の完了後における成果物の変更。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 支援事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 支援事業が予定の期間内に完了しない場合又は支援事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) その他市長が必要と認める事項、

2 市長は、支援事業の完了により当該助成対象者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該助成金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金

額を市に納付させることがある旨の条件を付するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、市長は、法令及び予算で定める助成金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該助成金の交付の申請をした助成対象者等（以下「交付申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、助成金の交付をしないものと決定したときは、速やかにその旨を交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から起算して20日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、支援事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により支援事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 助成対象者が支援事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、支援事業に要する経費のうち助成金によってまかなわれる部分以外の部分を負担すること

ができないことその他の理由により支援事業を遂行することができない場合(助成対象者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

3 市長は、第1項の取消しをしたときは、速やかにその旨を助成対象者に通知するものとする。

(支援事業の遂行)

第10条 助成対象者等は、法令の定め並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に基づく市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって支援事業を行わなければならない。助成金を他の用途に使用してはならない。

(契約等)

第11条 助成対象者は、事業の着工に当たっては、原則として入札又は見積もり合わせ(以下「入札等」という。)を行うこととする。

2 助成対象者は前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、指名停止に関する申立書(様式第13号)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(着工)

第12条 実施要綱第2の1及び担い手確保実施要綱第3の1の事業(以下これらを「整備事業」という。)の着工は、原則として第5条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、助成対象者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届(様式第5号)を市長に提出するものとする。この場合においては、助成対象者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

2 助成対象者は、整備事業に着工したときは、速やかにその旨を着工届(様式第6号)により、市長に届け出るものとする。ただし、前項の交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。

(状況報告及び立入検査等)

第13条 市長は、支援事業の適正な執行を図るため必要があると認め

るときは、助成対象者等に対して当該支援事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(支援事業の遂行等の指示等)

第14条 市長は、助成対象者等が提出する報告等により、その者の支援事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該支援事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、助成対象者等が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該支援事業の遂行を一時停止を命ずるものとする。

(支援事業の内容の変更等の承認)

第15条 助成金の交付の決定について第6条第1項第1号から第3号までに規定する条件を付された助成対象者等は、当該各号の承認を受けようとするときは、承認申請書(様式第3号又は様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、支援事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに、それぞれ当該承認の申請をした助成対象者等に通知するものとする。

(竣工)

第16条 助成対象者は、整備事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届(様式第7号)により、市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第17条 助成対象者等は、支援事業が完了したとき(支援事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、支援事業の成果を記載した実績報告書(様式第8号又は様式第10号)に市長の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第4条第4項のただし書きにより交付の申請をした助成対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該助成金に係る仕入れに

係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して提出しなければならない。

- 3 第4条第4項のただし書きにより交付の申請をした助成対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した助成対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第11号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、助成対象者は、当該助成金に係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該助成金に係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、助成金の額の確定の日の翌年5月20日までに、市長に報告しなければならない。

（助成金の額の確定）

第18条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る支援事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成対象者等に通知するものとする。

（是正のための措置）

第19条 市長は、第17条の規定による実績報告を受けた場合において、前条の規定による審査その報告に係る支援事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該支援事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成対象者等に対して命ずることができる。

- 2 第17条の規定は、前項の規定による命令に従って行う支援事業について準用する。

（助成金の交付の時期等）

第20条 助成金は、第18条の規定により確定した額を支援事業の終

了後に交付するものとする。ただし、支援事業の性質上その事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

(助成金の交付の請求)

第21条 第18条の規定による通知を受けた助成対象者等は、助成金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。ただし、必要に応じ、第17条の規定による実績報告と併せて交付の請求を行うことができるものとする。

2 前項の規定は、前条ただし書の規定により助成金の交付を受けようとする場合に準用する。

(助成金の交付の決定の取消し)

第22条 市長は、助成対象者等が、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、支援事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、速やかにその旨を助成対象者等に通知するものとする。

(助成金の返還)

第23条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において支援事業の当該取消しに係る部分に関しすでに、助成金が交付されているとき、又は助成対象者等に交付すべき助成金の額を確定した場合においてすでにその額を超える助成金が交付されているときは、助成対象者等に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第1項の返還の命令に係る助成金の交付の決定の取消し

が前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該助成対象者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 3 助成対象者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該支援事業の交付の目的を達成するためとった措置及び当該助成金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(加算金及び延滞金)

第24条 助成対象者等は、第21条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消された場合において、前条の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 前項第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成対象者等の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- 4 助成対象者等は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 市長は、第1項及び第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請により加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の助成金の一時停止等)

第25条 市長は、助成対象者等が助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、加算金及び延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事業について交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額を相殺することができる。

(帳簿及び書類の備付け)

第26条 助成対象者等は、当該支援事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、助成対象者にあつては、当該支援事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで、基金協会にあつては、実施要綱別記2のⅡの第1の3の(2)及び担い手確保実施要綱第3の2の追加的信用供与補助事業において保証が付された融資に係る全ての保証業務が終了(保証債務の償還、求償権の回収または償却が終了した時点をいう。)するまで、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第27条 助成対象者は、支援事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの
- (3) その他市長が助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行し、平成25年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行し、平成27年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月22日から施行し、平成28年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月26日から施行し、令和4年度の予算に係る助成金から適用する。

別表

区分	事業	経費	補助率	重要な変更
農地利用効率化等支援交付金	融資主体型補助事業のうち先進的農業経営確立支援タイプ	実施要綱第3に基づいて行う事業に要する経費	3/10以内 上限1,000万円 (法人1,500万円)	1 成果目標の変更 2 事業実施地区の変更 3 助成対象事業内容の新設 4 事業費の3割を超える変更
	融資主体型補助事業		3/10以内 上限300万円	
	追加的信用供与補助事業		定額	
担い手確保・経営強化支援事業	融資主体型補助事業	担い手確保実施要綱第3に基づいて行う事業に要する経費	1/2以内 ただし、担い手確保実施要綱別記第4に定める場合を除く。 上限1500万円(法人3,000万円)	
	追加的信用供与補助事業		定額	

(様式第1号)

年度経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

経営体名
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、防府市経営体育成支援事業助成金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、融資主体型補助事業に係る助成金 円
の交付を申請する。

記

(以下の内容は経営体調書をもって代えることができる)

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳（実績）

整備内容	工期		総事業費 (A)+(B)+(C)	経費の内訳			備 考
	着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日		助成金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

※必要に応じて積算内訳を記載する。

3 成果目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (3年度目)

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 添付書類

※市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

(様式第2号)

年度経営体育成支援事業（追加的信用供与事業）助成金交付申請書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

山口県農業信用基金協会
会長

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、防府市経営体育成支援事業助成金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、追加的信用供与補助事業に係る助成金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の内訳（地区ごとに作成）（実績）

地区名	資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	助成金 (A)×2/15	備 考
	農業近代化資金				
	農業改良資金・就農支援資金				
	その他の資金				
計					
	農業近代化資金				
	農業改良資金・就農支援資金				
	その他の資金				
計					
合計	計				

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 添付書類

※市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

(様式第3号)

年度経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）助成金変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

経営体名
代 表 者 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、防府市経営体育成支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載方法は、様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、助成金の交付決定により通知された「整備内容及び経費の内訳」と変更後の「整備内容及び経費の内訳」とを容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、助成金交付申請書に添付したものから変更があったものだけに限り添付すること。

2 助成金の額が増額する場合は、件名の「 支援事業助成金変更承認申請書」を「 支援事業助成金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、防府市経営体育成支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、防府市経営体育成支援事業助成金交付要綱により、助成金〇〇〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とすること。

(様式第4号)

年度経営体育成支援事業（追加的信用供与事業）助成金変更承認申請書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

山口県農業信用基金協会
会長

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、防府市経営体育成支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載方法は、様式第2号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、助成金の交付決定により通知された「整備内容及び経費の内訳」と変更後の「整備内容及び経費の内訳」とを容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、助成金交付申請書に添付したものから変更があったものに限って添付すること。

2 助成金の額が増額する場合は、件名の「 支援事業助成金変更承認申請書」を「 支援事業助成金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、防府市経営体育成支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、防府市経営体育成支援事業助成金交付要綱により、助成金〇〇〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とすること。

(様式第5号)

年 月 日

(宛先) 防府市長

経営体名
代表者氏名

年度経営体育成支援事業に係る交付決定前着工届の提出について

年度経営体育成支援事業経営体調書に基づく整備事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、次のとおり交付決定前着工届を提出する。

記

- 1 助成金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 助成金交付決定を受けた助成金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着工から助成金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

区分	整備内容	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着工の理由

(様式第6号)

年 月 日

(宛先) 防府市長

経営体名
代表者氏名

年度経営体育成支援事業に係る着工届の提出について

年度経営体育成支援事業経営体調書に基づく事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

区分	
整備内容 (機械・施設名等)	
事業費 (円)	
契約年月日	
着工住所	
着工年月日	
完了予定年月日	

注：工程表等を添付すること。

(様式第7号)

年 月 日

(宛先) 防府市長

経営体名
代表者氏名

年度経営体育成支援事業に係る竣工届の提出について

年度経営体育成支援事業経営体調書に基づく事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

区分	
整備内容 (機械・施設等名)	
事業費 (円)	
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
竣工検査年月日 (または予定日)	
引き渡し年月日 (または予定日)	

注：請負人等からの完了届の写しを添付すること。

(様式第8号)

年度経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）助成金実績報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

経営体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、防府市経営体育成支援事業助成金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

(なお、併せて精算額として金〇〇〇〇〇〇円の交付を請求する。)

記

(注) 記の記載方法は、様式第1号に準ずるものとする。

なお、融資機関等からの融資決定通知、整備事業に係る契約書及び請求書等当該整備事業に係る事業費が確認しうる書類を添付すること。(融資主体型補助事業の場合は、融資機関からの融資決定通知等融資額を確認し得る書類を添付すること。)

また、精算額の交付を請求するときは、精算払請求書(様式第9号)を併せて提出すること。

(様式第9号)

年度経営体育成支援事業助成金精算払請求書

年 月 日

(宛先) 防府市長

経営体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記により、
助成金 円を精算払により交付されたく請求します。

記

整備 内容	助成金	既受領額		今回請求額		残 額		整備事業 完了予定 年月日	備考
		金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高		
	円	円	%	円	%	円	%		

振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
	支店・店・支所・出張所						
口座番号・種別							1:普通 2:当座 3:その他 ()
口座名義 カタカナで記入 願います							

(注) 防府市経営体育成支援事業助成金交付要綱第20条ただし書の規定により助成金の交付を受けようとする場合は、件名中及び本文中の「精算払」を「概算払」とすること。

(様式第 10 号)

年度経営体育成支援事業（追加的信用供与補助事業）助成金実績報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

山口県農業信用基金協会
会長

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、防府市経営体育成支援事業助成金交付要綱第 17 条第 1 項の規定に基づき、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として金 円の交付を請求する。

記

(注) 記の記載方法は、様式第 2 号に準ずるものとする。

なお、追加的信用供与補助事業による保証実績を証する書類を添付すること。

また、精算払請求書（様式第 9 号）を併せて提出すること。

(様式第 11 号)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

経営体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、防府市経営体育成支援事業助成金交付要綱第 17 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2 | 助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 助成金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |
| 5 | 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
() | | |
| 6 | 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載
() | | |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・助成対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(様式第 12 号)

財 産 管 理 台 帳

助成対象者名

事業実施年度		事業名			経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）								
事業の内容			事業実施期間		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘 要	
施設・機械名	型式等	設置場所	着 工 年月日	完 了 年月日	事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日		処分の 内 容
						助成金	融資額	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は助成金の返還額を記入すること。
4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。

(様式第 13 号)

契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

経営体名
代表者氏名

所在地
商号又は名称
代表者

当社は、貴殿発注の工事請負（物品役務）契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から工事請負（物品役務）契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。